

法務省保総第5号

法務省組織規則（平成13年法務省令第1号）第33条の規定に基づき、法務省保護局事務分掌規程を次のように定める。

平成13年1月6日

法務省保護局長 馬場 義宣

法務省保護局事務分掌規程

（局付）

第1条 保護局に、局付を置くことができる。

2 局付は、局長を助け、局長が特に命ずる事務をつかさどる。

（課長補佐）

第2条 各課に課長補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐（補佐官）が2人以上置かれている課における課長補佐（補佐官）の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、局の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

（法務専門職）

第3条 局長の指定する課に、法務専門職（法務専門官）を置く。

2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、課の専門的事務に従事する。

3 法務専門職（法務専門官）のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課の複雑困難な専門的事務を担当する。

（調査官）

第4条 観察課に、調査官を置く。

2 調査官は、命を受けて、観察課の所掌事務のうち特定の事項に係るものの調査及び研究に関する事務に従事する。

（室長補佐）

第4条の2 社会復帰支援室に、室長補佐（補佐官）を置くことができる。

2 室長補佐（補佐官）は、室長を補佐し、命を受けて、室の事務を処理する。

（恩赦管理官補佐及び恩赦管理官付並びに精神保健観察企画官補佐及び精神保健観察企画官付）

第5条 総務課に、恩赦管理官補佐及び恩赦管理官付並びに精神保健観察企画官補佐及び精神保健観察企画官付を置くことができる。

2 恩赦管理官補佐は、恩赦管理官を補佐し、命を受けて、恩赦管理官の事務を処理する。

3 恩赦管理官付は、命を受けて、恩赦管理官の事務に従事する。

4 精神保健観察企画官補佐は、精神保健観察企画官を補佐し、命を受けて、精神保健観察企画官の事務を処理する。

5 精神保健観察企画官付は、命を受けて、精神保健観察企画官の事務に従事する。

（保護調査官補佐及び保護調査官付）

第6条 更生保護振興課に、保護調査官補佐及び保護調査官付を置くことができる。

2 保護調査官補佐は、保護調査官を補佐し、命を受けて、保護調査官の事務を処理する。

3 保護調査官付は、命を受けて、保護調査官の事務に従事する。

（処遇企画官補佐及び処遇企画官付）

第7条 観察課に、処遇企画官補佐及び処遇企画官付を置くことができる。

2 処遇企画官補佐は、処遇企画官を補佐し、命を受けて、処遇企画官の事務を処理する。

3 処遇企画官付は、命を受けて、処遇企画官の事務に従事する。

（総務課に置く係）

第8条 総務課に、次の7係を置く。

庶務係

人事係

予算係

法規係

恩赦係

精神保健観察係

## 生活環境調整係

### (庶務係の所掌事務)

第9条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護局長の官印、保護局印その他の公印の保管に関する事。
- (2) 保護局の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 保護月報に関する事。
- (4) 保護局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- (5) 保護局の所掌事務に関する広報に関する事。
- (6) 保護局の職員の勤務時間の管理に関する事。
- (7) 保護局所管の物品の管理に関する事。
- (8) 保護局の職員の福利厚生に関する事。
- (9) 保護局の職員に貸与する宿舎に関する事。
- (10) 中央更生保護審査会の庶務に関する事（人事係の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営に関する事（人事係及び予算係の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 保護局職員の給与の支給に関する事。
- (13) 保護局職員の旅行命令の手續に関する事。
- (14) 被救護者旅客運賃割引証に関する事。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、保護局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

### (人事係の所掌事務)

第10条 人事係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護局の機構及び定員に関する事。
- (2) 保護局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事（庶務係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 地方更生保護委員会及び保護観察所の機構及び定員に関する事。
- (4) 地方更生保護委員会及び保護観察所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- (5) 中央更生保護審査会の委員等の人事の手續に関する事。

(6) 保護司に関すること。

(7) 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める認可事業者及び届出事業者並びにその役職員並びに民間協力功労者の表彰の手續に関すること。

（予算係の所掌事務）

第11条 予算係は、次に掲げる事務をつかさどる（庶務係の所掌に属するものを除く。）。

(1) 保護局の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること。

(2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の所掌に係る経費の予算に関すること。

(3) 地方更生保護委員会及び保護観察所所管の国有財産及び物品の管理に関すること。

（法規係の所掌事務）

第12条 法規係は、更生保護に関する法令案の作成に関する事務をつかさどる。

（恩赦係の所掌事務）

第13条 恩赦係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 恩赦に関すること。

(2) 国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第25条第2項の規定による共助刑の執行の減軽又は免除に関すること。

（精神保健観察係の所掌事務）

第13条の2 精神保健観察係は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇に関する事務をつかさどる。

（生活環境調整係の所掌事務）

第13条の3 生活環境調整係は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の規定による生活環境の調査及び調整に関する事務をつかさどる。

（更生保護振興課に置く係）

第14条 更生保護振興課に、社会復帰支援室に置くもののほか、次の3係を置く。

地域活動推進係

更生保護事業係

## 研修企画係

2 社会復帰支援室に，社会復帰支援係を置く。

(地域活動推進係の所掌事務)

第15条 地域活動推進係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護司の設置区域及び組織に関すること。
- (2) 民間における犯罪予防活動の促進に関すること。
- (3) 更生保護に関する各種団体との連絡調整に関すること（社会復帰支援係の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，更生保護振興課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(更生保護事業係の所掌事務)

第16条 更生保護事業係は，更生保護事業の助長及び監督に関する事務をつかさどる。

(研修企画係の所掌事務)

第17条 研修企画係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護司の研修に関すること。
- (2) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究に関すること。

(社会復帰支援係の所掌事務)

第17条の2 社会復帰支援係は，更生保護に関する各種団体との連絡調整に関する事務のうち犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他その生活基盤の確立に係るものの企画及び調整に関する事務をつかさどる。

(観察課に置く係)

第18条 観察課に，次の2係を置く。

観察係

仮釈放係

(観察係の所掌事務)

第19条 観察係は，次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護観察，更生緊急保護及び刑事施設，少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関すること（仮釈放係の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整に関すること。
- (3) 更生保護法（平成19年法律第88号）第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観察課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（仮釈放係の所掌事務）

第20条 仮釈放係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院に関すること。
- (2) 保護観察に関し地方更生保護委員会が行う審理に関すること。
- (3) 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査に関すること。

（係主任）

第21条 局長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に局長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年法務省保総第320号）

この規程は、平成14年6月10日から施行する。

附 則（平成15年法務省保総第262号）

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15年法務省保総第435号）

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

附 則（平成15年法務省保総第548号）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年法務省保総第579号）

この規程は、平成17年7月15日から施行する。

附 則（平成18年法務省保総第401号）

この規程は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成20年法務省保総第513号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年法務省保総第110号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。